

造林補助事業等の概要について

造林補助事業では、集約化して計画的な森林施業を行うものを対象に、植栽、下刈り、間伐等の森林施業と森林作業道の開設を支援しています。また、特定森林再生事業として、自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な森林の整備を支援します。山ざわ集落間伐促進事業では、合板・製材工場等へ間伐材等を安定的に供給するため、山ざわを中心に間伐材の生産や路網整備に対して定額で支援します。主な事業内容については、以下の通りです。

事業名等	造林補助事業				山ざわ集落間伐促進事業		
	森林環境保全直接支援事業		特定森林再生事業				
対象森林	○集約化して計画的に行う森林の整備		○自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な森林の整備		○境界が不明確で所有規模が小さいなどにより間伐が進んでいない山ざわを中心とした森林の整備		
	・原則、「森林経営計画」の計画地または「特定間伐等促進計画」等の対象森林		・保安林及び公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 ・左記以外の施行地		・原則、「森林経営計画」の計画地 ※森林経営計画の対象とするよう努めることを確認できる森林等の場合は実施可		
事業主体	・市町、森林組合、森林所有者、NPO法人等 ※「森林経営計画」作成主体、「特定間伐促進計画」等の実施主体		・市町、森林組合、NPO法人、民間事業者等 ※森林所有者等との協定が必要 ※実施主体の目所有山林で実施する場合は補助対象外 ※森林経営管理法により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄付や分取林契約解除等により公有林化した森林		・市町、森林組合、NPO法人等 ※市町以外については、県の選定した「選定経営体」であること		
施業種	人工造林	「草地」、「灌木地」、「ササ1m以下」、「ササ1m超」、「機械地拵え」の5区分				/	
	下刈り	・8年生まで(2回刈りは補助対象外) ※令和4年度以降に植栽した事業地において行う下刈りについては、原則4回目までを補助の対象とします。					
	雪起し	・2齢級まで(ただし、生育状況等により施業が必要な場合は3齢級まで)					
	枝打ち	・6齢級まで(間伐、保育間伐と一体的に行う枝打ちは、12齢級まで) (更新伐と一体的に行う枝打ちは、18齢級まで)					
	除伐	・5齢級まで(天然林は12齢級まで)					
	保育間伐	・12齢級以下の林分または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰					
	間伐更新伐	・間伐は12齢級、更新伐は18齢級まで (森林経営計画に基づくものは標準伐期齢の2倍まで可) ・更新伐に関しては、実施後2年以内に天然更新または植栽による更新が図られること	間伐更新伐		間伐材生産 ・齢級による制限なし		
	付帯施設整備	・鳥獣害防止施設整備等(ネット巻き、テープ巻き等)で、いずれかの施業と一体的に行うもの					関連条件整備活動 ・鳥獣害防止施設整備等(ネット巻き、テープ巻き等) ・対象森林の調査、同意取付等
	森林作業道	・長期間使用できるもの ・継続的に使用され、県が定める作設に関する指針に適合するものであって、いずれかの施業と一体的に実施されるもの。					・林業専用道(規格相当) ・森林作業道 ・生産基盤強化区域ないでの整備のみ
事業規模	1施業地	・0.1ha以上				1施業地 ・0.1ha以上	
	1事業主体の施業規模	・間伐、更新伐は1申請当たり「10m ³ /ha以上」の搬出間伐 ・その他施業種は1施業地あたり0.1ha以上	1施業地	・0.1ha以上		1事業主体の施業規模 ・間伐については、原則すべての施業地で搬出し、事業実施面積の過半から搬出すること ・協定に基づき、原木安定供給計画の対象となる木材加工施設へ、間伐材等を供給すること	
申請方式	・事後申請方式 ※ただし、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐、森林作業道については事前に計画書の提出が必要		・事後申請方式		・事前申請方式		
補助率	5/10(国 3/10 県2/10) ※実補助率は、査定係数(180、170、90)により決定		5/10(国 3/10 県2/10) ※実補助率は、査定係数(180、90)により決定		・定額単価 間伐:ha当たりの搬出材積により21万7千円/ha～35万円/ha以内(別途、間接費計上可) 林業専用道(規格相当):3万2千円/m以内(平均地山傾斜により定額単価を設		

※上記のほか、詳細な要件等がありますので、実施を検討されている場合や、具体的な補助金の額については、最寄りの各農林総合事務所林業部・嶺南振興局(林業水産部、二州農林部)、森林組合へお問い合わせください。